日 調 連 発 第 １ ８ 号
平 成 ２ ２ 年 ４ 月 ９ 日

各土地家屋調査士会長　殿

日本土地家屋調査士会連合会長

オンライン登記申請における特例方式により添付書面を送付する
場合のレターパックの取扱いについて（お知らせ）

標記について、法務省民事局民事第二課から下記のとおり連絡がありましたので、お知らせします。

記

平成22年4月1日から郵便事業株式会社においてサービスが開始されるレターパックを用いて、オンライン登記申請における特例方式により添付書面を送付する（※）場合の取扱いは、次のとおりである。

レターパック５００　：　利用可能である。
レターパック３５０　：　利用することはできないものと考える。

※不動産登記規則附則第21条
（電子申請において添付書面を提出する場合についての特例等）
第21条　電子申請をする場合において、令附則第5条第1項の規定により書面を提出する方法により添付情報を提供するときは、各添付情報につき書面を提出する方法によるか否かの別をも申請情報の内容とするものとする。
2　省略
3　省略
4　第1項に規定する場合において、送付の方法により当該書面を提出するときは、書留郵便又は信書便の役務であって当該信書便事業者において引受け及び配達の記録を行うものによるものとする。